

「特定非営利活動法人 鶴崎文化研究会」定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人 鶴崎文化研究会という。

(事務局)

第2条 この会は、主たる事務局を大分県大分市大字鶴崎500番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員の友愛をもとに相互の親睦を深めつつ、毛利空桑記念館の維持、運営と鶴崎小学校区およびその周辺6小学校区を中心とする大分の歴史的文化、芸術、史跡を発掘、探求し継承することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的のため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 毛利空桑記念館の維持、管理、運営に係わる事業
- ② 地域の歴史的文化、芸術、史跡を守り発掘し、維持して行く事業
- ③ 地域の歴史的景観と環境、遺産を守り社会と調和させる意義を啓蒙する事業
- ④ 地域の新しい文化、芸術を形成し発展させて行く事業
- ⑤ 子供たちが地域に誇りを持って成長できる環境づくりと教育する事業
- ⑥ 地域の芸術、文化を形成する担い手を育成する事業
- ⑦ 地域の安全、安心を守る活動や街おこしなどの活動への助言、支援事業
- ⑧ 歴史的に意義のある文献、文書を翻訳して出版物として販売する事業
- ⑨ 歴史的景観、環境、史跡を写真集やDVDとして編集して販売する事業
- ⑩ 地域の民芸品や土産物販売を通じて普及させる事業
- ⑪ その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下「法」という）の社員とする。

- (1) 正会員・・・この会の目的に賛同して入会し活動する個人会員。
- (2) 賛助会員・・この会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員に対しては会費を徴収し、会の運営を行う。

なお、会費は総会で別途決める、また入会金は徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるべきなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 必要に応じて集めた会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および顧問・職員

(種別及び定款)

第13条 この会に理事、監事の役員を置く。

- (1) 理事・・・・7名以上10名以下
 - (2) 監事・・・・2名
- 2 理事の中から、1名を理事長、2名を副理事長、1名を事務局長とする

(選任等)

第14条 理事、監事は総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長（2名）事務局長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えてふくまれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の3分1を超えて含まれる事になってはならない。
- 4 監事は理事またはこの会の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長はこの会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、会の業務について、この会を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または理事長が欠けた時は理事長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。
- 4 事務局長は次に掲げる職務を遂行する。
 - (1) 会の日常業務を遂行する。
 - (2) 会の会計及び財産の管理。
 - (3) その他理事会の決定事項、理事長の指示事項などの遂行。
- 5 理事は、顧問、監事を除き理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決の基づき会の事業、業務を遂行する。
- 6 顧問及び監事は必要に応じて理事会に出席して意見を述べる事ができる。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) この会の事業、業務、会計、または前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する事が出来る。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することが出来る。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分1を超えるものが欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問、職員)

第 20 条 この会には顧問、職員を置くことができる。

(2) 理事長が委嘱する顧問は理事長が委嘱する

(3) 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任、解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第 49 条において同じ）その他 新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 7 項 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があった時はその日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前にまでに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員総数の 2 分 1 以上の出席がなければ開会することできない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条および次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数
(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条7項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決とするところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事が出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じた収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は、更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この会の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この会が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の特徴に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員数の4分3以上上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この会が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、社会福祉法人大分市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第54条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、おおいたNPO情報バンクおんぱに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

- 第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

この定款は、この会の設立の日から施行する。

- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会長	袖 清一
副会長	北川 徹明
	安部光太郎
事務局長	野村 廣幸
幹事	藤澤 康生
	得丸 吉隆
	首藤 陽一
監査役	河村 克彦
	牧 延寿

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から、平成21年3月31日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算是、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員・・・・・・月額1,000円
- (2) 賛助会員・・・・年額10,000円

付則

- 1、 この定款は、大分県知事の認証の日（平成28年8月18日）から施行する。
~~附則二~~ この定款は、平成30年10月1日から施行する。